

追加資料

(協議第22号～協議第37号)

協議第 2 2 号

財産・基金等の取扱いについて

財産・基金等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	0 5	財産・基金等の取扱い
<p>4 市町の財産、債務及び基金は、すべて新市に引き継ぐ。 なお、基金については以下、1～5の分類により整理する。</p>		
1 4 市町共通の基金を統合するもの		
(1) 財政調整基金		
(2) 減債基金		
(3) 土地開発基金		
2 類似趣旨の基金を統合するもの		
(1) (仮称)地域振興基金		
(2) (仮称)福祉基金		
(3) (仮称)森林基金		
(4) (仮称)商工業振興基金		
(5) (仮称)公共施設等整備基金		
(6) (仮称)教育基金		
3 市町が単独で設置していた基金を引き継ぐもの		
(1) 釧路市の産炭地域振興基金		
(2) 阿寒町のタンチョウ保護基金・マリモ保護基金・吉田人材育成基金		
4 基金を地域限定で運用するもの		
(1) 阿寒町のアイヌ民俗文化振興基金		
(2) 白糠町の漁業振興基金		
5 基金を廃止するもの		
(1) 阿寒町の国営土地償還基金		
(2) 釧路市及び白糠町の奨学基金		

【参 考】 05 財産・基金等の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 公有施設の個人・法人等への賃貸借契約	05 - 02 - 01 - 01	
	(2) <u>公有財産</u>	05 - 02 - 01 - 02 【先行調整項目】	すべての財産を新市に引き継ぐが、財産管理は釧路市の制度に統合
	(3) 民有地の借り入れ	05 - 02 - 01 - 03	
	(4) 債務負担行為の状況	05 - 05 - 01 - 01	
	(5) 下水道事業の積立金残高等	10 - 01 - 03 - 02	企業債を引き継ぐ
	(6) 水道事業の積立金残高等	12 - 01 - 03 - 04	積立金、企業債、地方債を引き継ぐ
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 公用車の管理	05 - 02 - 01 - 04	組織機構に応じ配置
	(2) <u>財政調整基金、減債基金、土地開発基金、その他の特定目的基金</u>	05 - 04 - 01 - 01	<p>以下、ア～オの分類により整理する</p> <p><u>ア 4市町共通の基金を統合するもの(財政調整基金、減債基金、土地開発基金)</u></p> <p><u>イ 類似趣旨の基金を統合するもの((仮称)地域振興基金、(仮称)福祉基金、(仮称)森林基金、(仮称)商工業振興基金、(仮称)公共施設等整備基金、(仮称)教育基金)</u></p> <p><u>ウ 市町が単独で設置していた基金を引き継ぐもの(釧路市の産炭地域振興基金、阿寒町のタンチョウ保護基金・マリモ保護基金・吉田人材育成基金)</u></p>

		<p><u>エ 基金を地域限定で運用するもの(阿寒町のアイヌ民俗文化振興基金、白糖町の漁業振興基金)</u></p> <p><u>オ 基金を廃止するもの(阿寒町の国営土地償還基金、釧路市及び白糖町の奨学基金)</u></p> <p><u>備荒資金は普通納付金を 50,000 千円とし、50,000 千円を超えるものは超過納付金とし、引き継ぐ</u></p>
(3) 国保財政調整基金	18 - 01 - 06 - 02	<p>保険料率の不均一課税による段階的引き上げを行う期間(合併後5年程度)の不足財源に充てることなどを考慮</p>

協議第 2 3 号

農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	0 7	農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い
<p>合併時に 2 つの農業委員会（釧路市・阿寒町を選挙区とする委員会、及び白糠町・音別町を選挙区とする委員会）に再編し、各委員会の選挙委員の定数は 12 人（選挙区の定数は釧路市 5 人・阿寒町 7 人、白糠町 7 人・音別町 5 人）とする。</p> <p>また、4 市町の選挙委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 1 8 年 4 月 3 0 日まで引き続き新市の委員として在任する。</p> <p>ただし、在任特例期間終了後 2 期（1 期 3 年）以内で 1 つの農業委員会とすることを原則に新市で検討する。</p>		

【参 考】 07 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 農業委員会の委員の定数及び任期(「組織」)	25 - 01 - 01 - 01	<p>合併時においては 2 つの農業委員会を設置することとし、各委員会の選挙による委員定数は 12 人とする</p> <p>なお、選挙区及び市町ごとの定数は下記のとおりとする</p> <p>【 郡】 釧路市(5人)・阿寒町(7人)</p> <p>【 郡】 白糠町(7人)・音別町(5人)</p> <p>ただし、在任特例期間終了後 2 期(1 期 3 年)以内で 1 つの農業委員会とすることを原則に新市において検討</p>

			<p><u>4市町の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の農業委員会委員として在任</u></p> <p>選任委員は合併の日に選任</p> <p>報酬は釧路市の例(現行月額 会長 59,000 円・委員 47,000 円)とする</p> <p>費用弁償は新市の旅費規程に準じる</p> <p>現況証明手数料は白糖町・音別町の例(現行:1,000 円/筆)とし、嘱託登記手数料は釧路市の例 (現行:土地表示 7,738 円 / 件(1筆増 966 円) 名義人表示 5,040 円 / 件(1筆増 808 円) 所有権移転 15,078 円 / 件(1筆増 808 円) とする</p>
	(2) 農業委員会委員 選挙	25 - 02 - 02 - 08	上記の[25 01 01 01]にて整理される定数、選挙区及び任期等の調整方針に基づき選挙を執行

協議第 2 4 号

一般職の職員の身分等の取扱いについて

一般職の職員の身分等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	0 9	一般職の職員の身分等の取扱い
<p>合併前の釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の規定により全て新市の職員として引き継ぎ、釧路白糠工業用水道企業団の職員は同条の例により引き継ぐ。</p> <p>また、3 町及び鶴居村で構成する釧路西部消防組合の職員については、必要な協議を行う。</p> <p>なお、人事、給料・諸手当等の取扱いについては、各市町または釧路市の制度を基本に道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時まで調整する。</p>		

【参 考】 09 一般職の職員の身分等の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新 市に引き継ぐもの	(1) 職員住宅(「住宅 貸与規則・福利厚生会 設置規則・医務室設置 規程」)	03 - 04 - 06 - 03	施設及び貸与は現行を引き継ぎ、深夜勤務等が予想された場合の施設を新市で検討
	(2) 水道事業の職員 住宅	12 - 01 - 02 - 04	家賃や入退居等の基準は、新市における職員福利厚生の中で調整
	(3) 消防の職員住宅	13 - 01 - 02 - 09	定員管理計画による見直しもあり得るが、非常災害時の職員招集のための町内居住や合併後の人事交流の必要性から施設は現行を引き継ぐ 使用料は待機宿舎としての位置づけも踏まえ、一般行政職の職員住宅に合わせて調整

	(4) 教員住宅	16 - 02 - 03 - 21	使用料は現行を基本とする
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) <u>条例定数と実職員数</u>	03 - 04 - 03 - 02 【先行調整項目】	職員定数の適正化計画等を新市で策定し、定員の適正化に努める 釧路白糠工業用水道企業団の職員は、合併特例法第9条の例により引き継ぎ、3町及び鶴居村で構成する釧路西部消防組合の職員については必要な協議を行う
	(2) <u>職員の勤務条件</u>	03 - 04 - 03 - 12 【先行調整項目】	年次有給休暇の付与は、年度での処理への統合が望ましい 独自の特別休暇制度は、国家公務員制度との均衡に配慮
	(3) <u>臨時職員の配置と賃金</u>	03 - 04 - 03 - 16	正規職員の定員適正化計画や事務事業の見直しを行い、適正配置に努める
	(4) <u>初任給基準</u>	03 - 04 - 04 - 02	道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整
	(5) <u>一般職の昇給・昇格モデル</u>	03 - 04 - 04 - 05	(同上)
	(6) <u>現業職の昇給・昇格モデル</u>	03 - 04 - 04 - 06	(同上)
	(7) <u>職員の昇給・昇格</u>	03 - 04 - 04 - 08	6級までの昇給及び昇格の基準は、道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整 4市町在職者の給料較差の取扱いは、合併時までに調整
	(8) <u>扶養手当</u>	03 - 04 - 05 - 01	現行で統合
	(9) <u>住居手当</u>	03 - 04 - 05 - 02	道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整
	(10) <u>通勤手当</u>	03 - 04 - 05 - 03	(同上)

		合併時まで調整
(11) 特殊勤務手当	03 - 04 - 05 - 04	医師手当や医療業務手当等医療関係者に対する特殊勤務手当は、釧路市の制度を基準に給料の差異と合わせて調整
(12) 管理職手当	03 - 04 - 05 - 05	道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時まで調整
(13) 期末勤勉手当	03 - 04 - 05 - 06	(同上)
(14) 寒冷地手当	03 - 04 - 05 - 07	(同上)
(15) 退職手当	03 - 04 - 05 - 08 【先行調整項目】	釧路市の独自給付制度または3町の北海道市町村退職手当組合給付制度のいずれかに統合するとともに、退職時の特別昇給制度など一部の違いを調整し統合
(16) 旅費支給基準	03 - 04 - 05 - 09	道内類似自治体等の状況を勘案し、日当及び宿泊費の差異を合併時まで調整
(17) その他の諸手当	03 - 04 - 05 - 10	手当の種類は宿日直手当・管理職員特別勤務手当・時間外勤務手当(休日、夜間勤務を含む)・単身赴任手当とし、額は国の制度に準じる
(18) 消防職員の服務	13 - 01 - 01 - 05	始業・終業時間及び勤務時間を一般行政職に合わせ調整するとともに、服務規程も調整
(19) 常備消防の貸与品支給	13 - 01 - 01 - 07	本部、署の名称等確定後、各種デザインを検討 新市における被服整備計画を策定し、仕様を統一
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 職名	03 - 04 - 03 - 07
	(2) 管理職の範囲	03 - 04 - 03 - 08

(3) <u>職員の任免、職務、賞罰</u>	03 - 04 - 03 - 11	懲戒処分等の公平性を確保するため懲戒等審査委員会を置く
(4) <u>職員の被服貸与</u>	03 - 04 - 03 - 13	現行の貸与を引き継ぐが、釧路市の貸与範囲を基本に新市で調整
(5) <u>職務評価</u>	03 - 04 - 03 - 15	
(6) <u>級別職務分類</u>	03 - 04 - 04 - 01	
(7) <u>給料表</u>	03 - 04 - 04 - 03 【先行調整項目】	<p>全職員の到達級、在級年数を調整</p> <p>保健師・看護師・助産師・栄養士・検査技師・その他医療技術者は一般職給料表を適用するが、医師以外の医療職・福祉職・介護職等は国家公務員の給料制度の導入を検討</p> <p>医療職(二)・(三)は、統合の際慎重に対応</p>
(8) <u>昇給時期、特別昇給など「その他の給料の状況」</u>	03 - 04 - 04 - 04	合併時まで調整
(9) <u>職員給与、手当等の支給日及び支払い方法</u>	03 - 04 - 04 - 09	
(10) <u>職員表彰</u>	03 - 04 - 06 - 01	<p>表彰の種類は以下、ア～オとする</p> <p>ア 功績表彰(職務に関し特に有益な発明、考案があった者)</p> <p>イ 模範表彰(業務上危害を未然に防止し、または変事に際し特に功績があった者)</p> <p>ウ 勤続表彰(勤務年数に応じて表彰)</p> <p>エ 善行表彰(人命救助等特に表彰することが適当と認められた者)</p> <p>オ 優良運転職員表彰(運転業務専従者で無事故無違反者)</p> <p>勤続表彰の勤続年数、優良運転職員表彰及び職員提案に対する表彰は釧路市の制度に統合</p>

	(11) <u>労働安全条例、 委員会の設置</u>	03 - 04 - 06 - 02	
	(12) <u>福利厚生会設置 規則・医務室設置規程</u> (「住宅貸与規則・福利 厚生会設置規則・医務 室設置規程」)	03 - 04 - 06 - 03	
	(13) <u>福利厚生会事業</u>	03 - 04 - 06 - 05	
	(14) <u>福利厚生会貸付 事業</u>	03 - 04 - 06 - 06	
	(15) <u>上下水道職員の 初任給基準</u>	12 - 01 - 02 - 02	
	(16) <u>上下水道事業の 職員安全衛生</u>	12 - 01 - 02 - 03	
	(17) <u>消防賞慰金</u>	13 - 01 - 01 - 06	
	(18) <u>消防職員の給与</u>	13 - 01 - 01 - 08	釧路市消防職員の給与が一般行政 職より1号俸上位にあることは、過去の経 過を踏まえた調整を図る 消防活動・救急活動手当及び交替 勤務手当は釧路市の制度に統合
	(19) <u>教育委員会職員 の初任給基準</u>	16 - 01 - 01 - 03	
	(20) <u>教育委員会の職 員安全衛生</u>	16 - 01 - 01 - 04	
	(21) <u>臨時教諭等の配 置</u>	16 - 01 - 01 - 06	介助職員(特殊学級)の取扱いも釧 路市の「特殊学級指導員配置基準」を引 き継ぐ
4 新市において 統合や再編等の 方向性が検討さ れるもの	(1) 職員団体	03 - 04 - 03 - 14	職員団体間の協議による
	(2) 教職員互助会	16 - 02 - 03 - 20	支部組織の統合を北海道公立学校 教職員互助会と調整

協議第 25 号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 12 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	13	条例、規則等の取扱い
合併協議会で協議調整された各項目については、合併特例措置を含めそれぞれの調整方針に従って整理する。 また、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、合併時に市長職務執行者の専決処分により必要な条例・規則等を制定し、公布する。		

【参 考】 13 条例、規則等の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 例規類の再編集	03 - 04 - 08 - 01	<u>合併特例措置を含め、合併時に専決処分を行い、公布する</u>

協議第26号

行政委員会の取扱いについて

行政委員会の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東 良孝

記

協定項目番号	15	行政委員会の取扱い
選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の組織は、新市において統合する。		

【参 考】 15 行政委員会の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 選挙の投票所	25 - 02 - 02 - 03	期日前投票所・不在者投票所は旧自治体ごとに設置し、各所をオンライン化
	(2) 選挙の公営掲示場	25 - 02 - 02 - 04	
	(3) 公営施設個人演説会場	25 - 02 - 02 - 06	
	(4) 海区漁業調整委員会選挙	25 - 02 - 02 - 09	
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 農業委員会の事務局運営	25 - 01 - 02 - 01	選挙区は釧路・十勝管内の現行を引き継ぐ

	(2) 選挙管理委員会の組織	25 - 02 - 01 - 01 【先行調整項目】	最初の議会で承認を得て、新たな選挙管理委員が選任されるまで暫定的委員会を設置 委員報酬は釧路市に統合
	(3) 選挙人名簿登録者	25 - 02 - 02 - 02	
	(4) 選挙の開票区及び開票所	25 - 02 - 02 - 07	開票区は[04 01 01 01]「議員定数・任期・常任委員会の状況」で協議される選挙区の取扱いに従って必要な整理を行い、開票所及び開票・終了時刻は新市で調整
	(5) 選挙公報及び明るい選挙推進協議会等の関係団体	25 - 02 - 02 - 10	公報の配布は地域事情を勘案
	(6) 固定資産評価審査委員会の組織	25 - 05 - 01 - 01 【先行調整項目】	任期は3年で、構成は各市町から1名と学識経験者2名が望ましい
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 選挙管理委員会事務局	25 - 02 - 02 - 01	旧自治体の範囲で、期日前投票・不在者投票を執行管理するため併任書記を発令
	(2) 選挙事務従事者	25 - 02 - 02 - 05	従事者は投・開票所の設置状況に応じて配置し、投票所入場券は統合
	(3) 監査委員の組織	25 - 03 - 01 - 01 【先行調整項目】	監査委員は最初の議会で承認を得て選任し、報酬も釧路市に統合
	(4) 監査委員事務局	25 - 03 - 02 - 01	旧市町に係る決算審査業務は、各事務事業に精通した職員による監査体制を検討
	(5) 公平委員会の組織	25 - 04 - 01 - 01 【先行調整項目】	釧路支庁管内町村公平委員会から離脱
	(6) 公平委員会事務局	25 - 04 - 02 - 01	3町は釧路支庁管内町村公平委員会から離脱し、3町及び鶴居村で構成し同委員会に加入している釧路西部消防組合の脱退に当たっては必要な協議を行う
	(7) 固定資産評価審査委員会の報酬	25 - 05 - 02 - 01	

協議第27号

一部事務組合・公社等の取扱いについて

一部事務組合・公社等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東良孝

記

協定項目番号	17	一部事務組合・公社等の取扱い
1	一部事務組合の取扱い	4市町が加入している一部事務組合については、他の構成自治体と協議の上、脱退または再編を行う。 また、合併に伴う統合で設置の必要がない組合は解散するなど所要の手続を行う。
2	土地開発公社の取扱い	基本財産や現行事業を引き継ぎ、役員や職員の体制は統合する。
3	振興公社の取扱い	業務内容・経営状況等を勘案し、株主との協議も含め、合併後3年程度で振興公社のあり方を検討する。 なお、事業や市町からの委託、職員や市町の出資は継承を基本とする。

【参 考】 17 一部事務組合・公社等の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 財団・事業団の組織	24 - 03 - 01 - 01	以下、ア～クの釧路市の8財団等を引き継ぐ ア 釧路西港開発埠頭株式会社 イ 株式会社釧路河畔開発公社 ウ 株式会社釧路熱供給公社 エ 財団法人北斗霊園 オ 財団法人釧路市民文化振興財団 カ 財団法人釧路市スポーツ振興財団 キ 財団法人釧路市公園緑化協会 ク 財団法人釧路市住宅公社
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 工業用水道事業の認可	12 - 03 - 01 - 01	一部事務組合方式の釧路白糖工業用水道事業と音別町の工業用水道事業を統合する事業者変更を届け出るが、給水区域及び事業は現行の2区域・2事業を引き継ぐ
	(2) 広域連合	14 - 01 - 03 - 06 【先行調整項目】	4市町は合併の前日をもって当該連合から脱退し、合併の日に新市として加入
	(3) 一部事務組合の組織	23 - 01 - 01 - 01 【先行調整項目】	4市町が加入している一部事務組合については、他の構成自治体と協議の上、脱退または再編を行う 合併に伴う統合で設置の必要がない組合は解散するなど所要の手続を行う
	(4) 土地開発公社の組織	24 - 01 - 01 - 01 【先行調整項目】	基本財産を引き継ぎ、役員や職員の体制は統合
	(5) 土地開発公社の経営	24 - 01 - 02 - 01	事業は現行を引き継ぐ
3 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) 振興公社の組織	24 - 02 - 01 - 01 【先行調整項目】	業務内容、経営状況等を勘案し、株主との協議も含め、合併後3年程度で振興公社のあり方を検討 事業や市町からの委託、職員や市町の出資は継承を基本とする

	(2) 振興公社の経営	24 - 02 - 02 - 01	株主との協議も含め、合併後3年程度で事業計画、資本金、所有株や不動産の扱いを検討
--	-------------	-------------------	--

協議第 28 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 12 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	18	公共的団体等の取扱い
1 現行のまま新市に引き継ぐもの		
(1) 農業協同組合 各農協間の合併協議の推移を見る。		
(2) 水産業協同組合 組織統合は、それぞれの組合間の協議を優先。		
(3) 商工団体 組織統合は、それぞれの団体間の協議を優先。 また、補助金は現行を引き継ぎ、団体間の協議の推移を見て調整。		
(4) 観光協会		
(5) 消費者協会 各地域に設置されている消費生活関連団体間での調整が必要。		
(6) ふるさと会 市町ごとに異なる対応の均衡を新市で調整。		
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの		
(1) 社会福祉協議会 それぞれの組織の実情と歴史を尊重し、新市で統合に向けて調整。		
(2) 女性団体 各団体への現行補助金は引き継ぐが、合併後 1 年程度で補助制度を調整。		
(3) 芸術・文化団体 合併後 1 年程度で新市文化協会を発足し、現行の協会・協議会を加盟団体に位置づける。		
(4) スポーツ団体 各団体を引き継ぐが、合併後 1 年程度で新市体育協会を発足。		
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの		
(1) 北海道港湾協会、北海道重要港湾協議会など「港湾関係団体」		
(2) 日本図書館協会、北海道図書館振興協議会など「図書館関係団体」		

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 子ども会育成連合会

合併後1年程度で新市としての組織体制を検討。

【参 考】 18 公共的団体等の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 釧路市公園緑化協会	09 - 03 - 02 - 04	
	(2) 音別町体験学習センターとしての釧路地方食品衛生協会音別支部への加入(「その他社会教育施設関係団体」)	16 - 05 - 03 - 09	
	(3) 釧路地区保護司会、遺族会など「その他社会福祉団体」	17 - 11 - 01 - 02	補助金は新市で調整
	(4) 共同募金会	17 - 11 - 02 - 03	
	(5) 赤十字奉仕団、民生委員児童委員協議会「社会福祉活動団体」	17 - 11 - 02 - 04	補助金は新市で調整
	(6) 農業協同組合	20 - 01 - 05 - 01 【先行調整項目】	各農協間の合併協議の推移を見る
	(7) 獵友会	20 - 02 - 03 - 10	任意団体であり、方向性は各団体の協議に委ねる
	(8) 森林組合	20 - 02 - 04 - 01	組織統合は、それぞれの組合間の協議を優先 助成金は現行を引き継ぎ、関係団体との協議により調整

	(9) <u>水産業協同組合</u>	20 - 03 - 04 - 01	<u>組織統合は、それぞれの組合間の協議を優先</u>
	(10) <u>商工団体</u>	20 - 05 - 06 - 01 【先行調整項目】	<u>組織統合は、それぞれの団体間の協議を優先</u> <u>補助金は現行を引き継ぎ、団体間の協議の推移を見て調整</u>
	(11) <u>消費者協会</u> （「消費生活関連団体の状況と補助費の状況」）	20 - 06 - 05 - 01	<u>各地域に設置されている消費生活関連団体間での調整が必要</u>
	(12) <u>シルバー人材センター</u>	20 - 07 - 04 - 01	独立した団体であり、各団体の調整をもとに行政の支援方法を検討
	(13) <u>ふるさと会</u>	20 - 08 - 01 - 06	<u>市町ごとに異なる対応の均衡を新市で調整</u>
	(14) <u>観光協会</u>	20 - 08 - 03 - 01 【先行調整項目】	
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) <u>統計協議会及び統計調査員協議会</u> （「統計に関する団体」）	03 - 05 - 01 - 02	合併後1年程度で統合に向け各団体間の調整を図るとともに、円滑な調査実施のため調査員の加入を促進する
	(2) <u>納税組合</u>	06 - 01 - 09 - 10	白糠町及び音別町の単位組合に対する補助金制度は、他の自治体の実情を踏まえ合併後2年程度で減額調整し廃止 連合組合に対する補助金制度は継続するが、交付額の差異を調整 各連合会は実績と歴史を尊重しながら統合に向け調整、単位組合は連合会への統合が望ましい
	(3) <u>釧路圏広域都市計画協議会、北海道横断自動車道早期建設促進期成会など「都市計画関係団体」</u>	09 - 01 - 09 - 06	
	(4) <u>下水道関係団体</u>	10 - 01 - 03 - 10	日本下水道協会に引き続き加入し、全国町村下水道推進協議会北海道支部は脱退

		都市計画担当部署で加入する都市計画協会に下水道事業費応分の会費を負担
(5) 日本水道協会、全国簡易水道協議会など「水道関係団体」	12 - 01 - 03 - 16	
(6) 消防団体	13 - 01 - 02 - 08	<p>制度が同一で効率化できる団体は統合(防火管理者連絡協議会、危険物安全協会、家庭防災推進員、婦人防火クラブが該当)</p> <p>地域防災上、現体制で活動する必要がある団体は存続(各少年消防クラブ、釧路市救助協力会が該当)</p> <p>釧路市連合防災推進協議会を上部機関とし各地域が連帯して活動する連合体を組織</p> <p>補助金交付団体の活動経費は均衡を調整</p> <p>自主防災組織の未整備地区に対する育成指導を実施</p>
(7) 教育委員会関係団体	16 - 01 - 02 - 07	<p>全国、全道関連団体並びに4市町に共通する団体は、旧自治体それぞれ脱退し新市で加入</p> <p>全国、全道関連団体以外で歴史的経過や地域事情により設立されている団体には、新市で引き続き加入</p>
(8) 幼稚園関係団体	16 - 02 - 01 - 04	<p>北海道国公立幼稚園教育研究会、釧路管内公立幼稚園教育研究会及び北海道国公立幼稚園園長会に引き続き加入</p> <p>公立幼稚園と私立幼稚園の連携を深めるための独自団体(白糠町幼児教育振興協議会)は、新たな組織を再編し幼児教育の振興を図る</p>
(9) 学校教育関係団体	16 - 02 - 02 - 25	<p>現行加入を引き継ぐが、類似団体や共通する団体は調整のうえ統合</p>

		管内団体への加入は関係自治体や教育局と協議し、合併時までに取り扱いを検討
(10) PTA連合会	16 - 02 - 03 - 26	新市PTA連合会として発足する方向が望ましく、新市で補助のあり方を検討
(11) 学校保健協議会 (「学校保健関係団体」)	16 - 02 - 04 - 07	
(12) 学校給食会	16 - 03 - 02 - 03	地域性に配慮し当面現行を維持するが、将来的に統合 物資購入や会計事務にコンピュータシステムを導入し、一元化を図る
(13) 北海道学校給食研究協議会、釧路管内学校給食研究協議会など「学校給食関係団体」	16 - 03 - 02 - 04	
(14) 全国生涯学習市町村協議会及び北海道生涯学習協会(「生涯学習振興関係団体」)	16 - 05 - 05 - 07	
(15) 青少年団体	16 - 05 - 06 - 12	合併後2年程度で統一化を検討
(16) 北海道青少年育成協会、釧路管内広域補導連絡協議会など「青少年行政関係団体」	16 - 05 - 06 - 16	
(17) 女性団体	16 - 05 - 07 - 04 【先行調整項目】	<u>各団体への現行補助金は引き継ぐが、合併後1年程度で補助制度を調整</u> 新たに女性連を発足し発展的統合を図るとともに、各地域ごとの団体は地域事情を考慮し存置する方向が望ましい 主要団体の活動は目的により差異があるが、各団体間で統合を調整
(18) 日本博物館協会、北海道博物館協会など「博物館・埋蔵文化財調査センター関係団体」	16 - 06 - 01 - 09	

(19) 芸術・文化団体	16 - 06 - 02 - 06 【先行調整項目】	<p>合併後1年程度で新市文化協会を 発足し、現行の協会・協議会を加盟団体に 位置づける</p> <p>類似サークル等加盟団体は条件が 合致する場合に統合を検討するが、歴史的・ 伝統的な経緯を踏まえ地域に存続すべき 団体もある</p>
(20) スポーツ団体	16 - 07 - 02 - 02 【先行調整項目】	<p>各団体を引き継ぐが、合併後1年程度 で新市体育協会を発足（現行の協会を 新協会の下部組織とする方法も考えら れる）</p> <p>加盟団体の統合は各団体間での調 整が望ましい</p>
(21) 釧路管内体育指導委員協議会、釧路管内スポーツ少年団連絡協議会など「スポーツ関係団体」	16 - 07 - 02 - 09	
(22) 社会福祉協議会	17 - 11 - 02 - 01 【先行調整項目】	<p>それぞれの組織の実情と歴史を尊重 し、新市で統合に向けて調整</p>
(23) 北海道農業担い手育成センター、釧路地区野菜振興協議会など「農業・畜産関係団体」	20 - 01 - 05 - 02	<p>全国、全道、釧根地域組織の負担金は 新市で統合</p> <p>各市町ごとの単独組織への補助金等 は現行を引き継ぎ、新市で調整（平成 16年5月27日白糠町で設立した「白糖 農業振興団体協議会」も同様）</p>
(24) 北海道治山協会、北海道造林協会など「林業関係団体」	20 - 02 - 04 - 02	<p>全国、全道、釧根地域組織の負担金は 新市で統合</p> <p>各市町ごとの単独組織への補助金等 は現行を引き継ぎ、新市で調整</p>
(25) 北海道水産会、北海道漁港漁場協会など「水産関係団体」	20 - 03 - 04 - 02	(同上)
(26) 北海道中小企業団体中央会釧路支部、北海道中小企業総合支援センターなど「商工業関係団体」	20 - 05 - 06 - 03	(同上)

	(27) 北海道雇用開発協会、北海道障害者雇用促進協会など「労働関係団体」	20 - 07 - 04 - 02	(同上)
	(28) 北海道観光連盟、釧路観光連盟など「観光関係団体」	20 - 08 - 03 - 02	(同上)
	(29) 戸籍事務協議会	21 - 03 - 02 - 06	旧自治体それぞれ脱退し新市で加入
	(30) 外国人登録事務協議会	21 - 03 - 05 - 04	(同上)
	(31) 交通安全推進団体	21 - 04 - 02 - 01	類似団体・共通する団体は、効率的・効果的な組織統合を各団体で調整することが望ましい 交通安全指導員等の報酬の差異は組織統合の段階で検討
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 全道市・町村長会	03 - 04 - 02 - 03	北海道市長会に統合
	(2) 職員の共済制度	03 - 04 - 06 - 04	新市の職員共済は、北海道都市職員共済組合に統合を原則とするが、国の指導や法令の取扱いの中で北海道市町村職員共済組合の加入も検討 北海道市町村職員共済組合又は北海道都市職員共済組合から脱退の際、住宅貸与、物資、生活資金等の融資や、生命共済、火災共済、自動車共済等保険に加入している職員が多く、これを引き継ぐための手段を講じる
	(3) 議員の共済制度	04 - 01 - 02 - 08	市議会議員共済会に統合
	(4) 北海道道路整備促進協会、災害復旧促進協会など「道路整備促進関係団体」	08 - 01 - 05 - 09	
	(5) 釧路市道路愛護組合、全国雪寒都市対策協議会など「道路維持関係団体」	08 - 01 - 06 - 05	

(6) 北海道河川環境整備促進協議会、北海道治水砂防海岸事業促進同盟など「河川管理関係団体」	08 - 02 - 01 - 06	
(7) 日本建築行政会議、北海道受信環境クリーン協議会など「建築指導関係団体」	08 - 03 - 03 - 16	
(8) 北海道住宅建設促進会及び日本住宅協会(「住宅関係団体」)	08 - 04 - 01 - 11	
(9) 公共建築協会(「建築関係団体」)	08 - 05 - 01 - 04	
(10) 日本動物園水族館協会(「動物園関係団体」)	08 - 06 - 01 - 04	
(11) 北海道空港協会、全国民間空港関係市町村協議会など「空港関係団体」	08 - 07 - 03 - 02	
(12) 北海道港湾協会、北海道重要港湾協議会など「港湾関係団体」	08 - 08 - 04 - 03	
(13) 全国市街地再開発協会、北海道まちづくり促進協会など「都市開発関係団体」	09 - 02 - 02 - 07	
(14) 日本公園緑地協会、北海道公園整備促進協議会など「公園・緑化関係団体」	09 - 03 - 02 - 05	
(15) 自然環境保全団体	15 - 04 - 02 - 01	釧路湿原国立公園連絡協議会、釧路湿原を美しくする会に新市として引き続き加入 民間自然環境保全団体との連携に努め、団体への支援は現行を引き継ぐ
(16) 国際ウエットランドセンター	15 - 04 - 04 - 01	新市として引き続き加入

	(17) 日本図書館協会、北海道図書館振興協議会など「図書館関係団体」	16 - 05 - 01 - 07	
	(18) 北海道公立文化施設協議会、北海道公民館協会など「公民館関係団体」	16 - 05 - 02 - 06	
	(19) 全国科学博物館協議会、北海道青少年科学館連絡協議会など「青少年科学館関係団体」	16 - 05 - 03 - 04	科学館機能を引き継ぐ「こども遊学館」で加入
	(20) 全国美術館会議、北海道美術学芸員研究協議会など「美術館関係団体」	16 - 06 - 01 - 12	
	(21) 北海道公立文化施設協議会(「文化会館関係団体」、「芸術・文化振興関係団体」)	16 - 06 - 01 - 17 16 - 06 - 02 - 12	
	(22) 全国史跡整備市町村協議会及び北海道市町村文化財保存整備協議会(「史跡関係団体」)	16 - 06 - 01 - 20	
4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) 子ども会育成連合会	16 - 05 - 06 - 07	合併後1年程度で新市としての組織体制を検討

協議第 29 号

補助金、交付金等の取扱い（各種団体補助及び福祉関連 6 事業の個別給付を除く）について

補助金、交付金等の取扱い（各種団体補助及び福祉関連 6 事業の個別給付を除く）について、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 12 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	20	補助金、交付金等の取扱い（各種団体補助及び福祉関連 6 事業の個別給付を除く）
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 遠距離児童・生徒通学費補助事業</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 定住促進、まちづくり及び地域振興に関する補助金 音別町の「持ち家促進奨励助成」は合併後 3 年程度で廃止し、既に廃止されている阿寒町の「定住促進奨励事業」は定住年数等を満たし支給要件の発生したものを平成 19 年 3 月まで支給を継続。 また、まちづくり・地域振興に関する補助金は、各市町の現行制度の趣旨を生かして引き継ぐ。</p> <p>(2) 水洗便所改造資金融資制度・補助金制度 改造融資はトイレの改造を行う個人に資金の融資あっせんを行い、融資限度額はトイレ 1 基につき 60 万円、利子は無利子とし、金融機関に利子補給する。 また、改造補助金は供用開始から 3 年以内とし、トイレ 1 基につき 4 万円とする。 ただし、現行の基準に対して補助金交付額が減となる町については、現行の交付額を段階的に補正し合併後 2 年程度で同一化を図る。 なお、改造融資または改造補助金いずれか一方の選択制とする。</p> <p>(3) 私立幼稚園就園奨励費補助制度</p> <p>(4) 奨学金貸付制度 各自治体の上限を適用し再編。 貸付業務は新市で行うが、決定した奨学生が阿寒地区住民（その親、又はこれに代わるべき者が阿寒地区に住所を有する）の場合は、前田一步園財団からの寄付による奨学基金を以って充てる。</p> <p>(5) スポーツ団体育成補助制度 現行を引き継ぎ、合併後 2 年程度で補助率等を統一。</p> <p>(6) 農業・畜産業各種利子補給 道制度の「酪農経営負債整理資金利子補給」、「大家畜経営体質強化利子補給」</p>		

等を新市全体に適用。

(7) 水産業各種利子補給制度

末端金利の状況に応じ各漁業協同組合と調整し補給率を定める。

(8) 工業等振興条例助成

合併後3年程度で再編。

(9) 町内会(自治会)活動補助金

現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助制度を調整。

(10) 街路灯(防犯灯)の設置・維持補助

現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助要綱を再編。

(11) 地方バス路線維持補助金

単独補助路線は生活の足の確保を前提とし、国・道の補助制度の改正に合わせ制度を見直すこととし、釧路市内完結路線に係る釧路市の独自基準は基本的考えを新市に引き継ぎ再編。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 民間土地区画整理事業への助成制度

(2) 環境保全の資金助成制度

(3) 就学費援助制度

(4) 商工業振興融資制度

(5) 中小企業等活性化推進

(6) コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設運営補助制度

4 新市において廃止するもの

(1) 白糠町の商工部門への産業振興資金貸付

5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 高等学校の通学費助成

阿寒高校通学費助成制度は、合併時の新1年生までを対象に3年間存続した後廃止することが望ましい。

なお、新市としての通学費助成制度を検討。

(2) 芸術・文化団体育成補助制度

現行を引き継ぎ、歴史的・地域的な背景を踏まえ合併後1年程度で補助内容を調整。

(3) 中心市街地活性化対策

【参 考】 20 補助金、交付金等の取扱い（各種団体補助及び福祉関連 6 事業の個別給付を除く）『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 港湾従事者福利厚生支援	08 - 08 - 02 - 02	
	(2) 遠距離児童・生徒通学費補助制度	16 - 02 - 03 - 05 【先行調整項目】	
	(3) 釧路市の学校法人(私立高校)等への補助制度	16 - 02 - 03 - 08	
	(4) 修学旅行助成制度	16 - 02 - 03 - 22	法による3級以上の高度へき地は補助制度を存続
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 定住促進、まちづくり及び地域振興に関する補助金(「企画事務補助金」)	03 - 05 - 02 - 01 【先行調整項目】	音別町の「持ち家促進奨励助成」は合併後3年程度で廃止し、既に廃止されている阿寒町の「定住促進奨励事業」は定住年数等を満たし支給要件の発生したものを平成19年3月まで支給を継続 まちづくり・地域振興に関する補助金は、各市町の現行制度の趣旨を生かして引き継ぐ
	(2) 公園内スケートリンク造成支援	09 - 03 - 01 - 05	
	(3) 水洗便所改造資金融資制度・補助金制度	10 - 01 - 03 - 06	改造融資はトイレの改造を行う個人に資金の融資あっせんを行い、融資限度額はトイレ1基につき60万円、利子は無利子とし、金融機関に利子補給する 改造補助金は供用開始から3年以内とし、トイレ1基につき4万円とする ただし、現行の基準に対して補助金交付額が減となる町については、現行の交付額を段階的に補正し合併後2年程度で同一化を図る

		<u>改造融資または改造補助金いずれか一方の選択制とする</u>
(4) <u>私立幼稚園就園奨励費補助制度</u>	16 - 02 - 01 - 07 【先行調整項目】	
(5) <u>奨学金貸付制度</u>	16 - 02 - 03 - 02 【先行調整項目】	<u>各自治体の上限を適用し再編</u> <u>貸付業務は新市で行うが、決定した奨学生が阿寒地区住民(その親、又はこれに代わるべき者が阿寒地区に住所を有する)の場合は、前田一步園財団からの寄付による奨学基金を以って充てる</u> 基金の取扱い等は他の基金との整合性を考慮
(6) <u>研究指定校支援制度</u>	16 - 02 - 03 - 06	合併時に新たな指定要件等の基準を適用 合併前の指定を想定し、1年程度の経過措置を設ける
(7) <u>学校教育関係団体研究支援制度</u>	16 - 02 - 03 - 07	同一または類似団体の自主的再編・統合を促し、その他の団体は地域事情を勘案し調整 各団体の支援額は新市における基準で対応
(8) <u>スポーツ団体育成補助制度</u>	16 - 07 - 02 - 03	<u>現行を引き継ぎ、合併後2年程度で補助率等を統一</u>
(9) <u>農業・畜産各種利子補給</u>	20 - 01 - 03 - 04 【先行調整項目】	<u>道制度の「酪農経営負債整理資金利子補給」、「大家畜経営体質強化利子補給」等を新市全体に適用</u>
(10) <u>水産業各種利子補給制度</u>	20 - 03 - 02 - 03 【先行調整項目】	現行利子補給は引き継ぐ <u>末端金利の状況に応じ、各漁業協同組合と調整し補給率を定める</u>
(11) <u>企業誘致</u>	20 - 05 - 04 - 10	新たな制度に再編するが、旧制度の適用は引き継ぐ
(12) <u>工業等振興条例助成</u>	20 - 05 - 04 - 11 【先行調整項目】	<u>合併後3年程度で再編</u>

	(13) 勤労者生活資金貸付	20 - 07 - 02 - 01	制度内容を再編
	(14) 町内会(自治会)活動補助金	21 - 05 - 01 - 01 【先行調整項目】	現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助制度を調整 地域の実情を踏まえ、町内会組織と行政の連携のあり方を検討
	(15) 街路灯(防犯灯)の設置・維持補助	21 - 05 - 02 - 01 【先行調整項目】	現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助要綱を再編
	(16) 防犯組織活動補助金	21 - 05 - 04 - 01	釧路地方防犯協会連絡協議会に新市として参加し、補助金制度は組織化の動向により再編
	(17) 地方バス路線維持補助金	21 - 12 - 01 - 01 【先行調整項目】	単独補助路線は生活の足の確保を前提とし、国・道の補助制度の改正に合わせ制度を見直すこととし、釧路市内完結路線に係る釧路市の独自基準は基本的考えを新市に引き継ぎ再編
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 私道測量補助制度	08 - 01 - 02 - 01	
	(2) 私道舗装整備補助制度	08 - 01 - 02 - 02	
	(3) 民間土地区画整理事業への助成制度	09 - 02 - 01 - 03 【先行調整項目】	
	(4) 市街地再開発事業への助成制度	09 - 02 - 02 - 04	
	(5) 生ごみ処理機購入費補助事業	14 - 01 - 03 - 05	
	(6) 環境保全の資金助成制度	15 - 03 - 02 - 03 【先行調整項目】 15 - 05 - 02 - 03	
	(7) 私立幼稚園運営費補助制度	16 - 02 - 01 - 06	釧路市の建設費助成制度も引き継ぐ

	(8) <u>就学費援助制度</u>	16 - 02 - 03 - 03 【先行調整項目】	
	(9) 教職員研修参加費補助制度	16 - 02 - 03 - 19	参加補助に対する支出方法や教職員研修のあり方を再構築 北海道教育委員会負担が原則の研修旅費に対する独自補助を研究
	(10) 文化会館芸術鑑賞事業助成制度	16 - 06 - 01 - 16	
	(11) <u>商工業振興融資制度</u>	20 - 05 - 04 - 01 【先行調整項目】	合併後7年程度、既実行分を引き継ぐ
	(12) <u>中小企業等活性化推進</u>	20 - 05 - 04 - 03 【先行調整項目】	
	(13) <u>コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設運営補助制度</u>	21 - 05 - 03 - 01 【先行調整項目】	
4 新市において廃止するもの	(1) 公民館活動支援制度	16 - 05 - 02 - 05	助成措置は合併後1年程度で廃止 会場優先利用サービス、友の会組織は継続
	(2) <u>白糠町の商工部門への産業振興資金貸付(「その他商工業振興事業」)</u>	20 - 05 - 04 - 15	実行分は完済まで引き継ぐ
5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) 校外活動・クラブ活動等補助	16 - 02 - 02 - 18	合併後1年程度で調整
	(2) <u>高等学校の通学費助成</u>	16 - 04 - 01 - 04	<u>阿寒高校通学費助成制度は、合併時の新1年生までを対象に3年間継続した後廃止することが望ましい</u> <u>新市としての通学費助成制度を検討</u>
	(3) 社会教育関係助成制度	16 - 05 - 04 - 04	釧路市の「地域うるおい学習推進事業」を引き継ぐが、再編や存続を新市で検討
	(4) <u>芸術・文化団体育成補助制度(運営補助)</u>	16 - 06 - 02 - 07	<u>現行を引き継ぎ、歴史的・地域的な背景を踏まえ合併後1年程度で補助内容を調整</u>

(5) 芸術文化活動補助制度(開催・派遣補助)	16 - 06 - 02 - 08	現行を引き継ぎ、合併後1年程度で補助対象要件等を調整
(6) スポーツ活動補助制度	16 - 07 - 02 - 04	(同上)
(7) 中心市街地活性化対策	20 - 05 - 04 - 02	釧路市の現行を引き継ぐとともに、各地域商店街の活性化対策を早期に調整
(8) 都心部賑わい創出推進	20 - 05 - 04 - 04	(同上)
(9) 商店街支援	20 - 05 - 04 - 05	(同上)

協議第30号

慣行・顕彰の取扱いについて

慣行・顕彰の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東 良孝

記

協定項目番号	22	慣行・顕彰の取扱い
<p>4市町のすべての宣言を継承するが、同種の宣言文は合併時までに調整する。 また、合併時までに市章を、合併後1年程度で市民憲章、市歌、市の花・木・鳥等を定める。</p>		

【参 考】 22 慣行・顕彰の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 宣言	22 - 01 - 01 - 01	<u>すべての宣言を継承するが、同種の宣言文は合併時までに調整</u>
	(2) 市の花・木	22 - 01 - 02 - 01	<u>合併後1年程度で新市の花・木・鳥等を定める</u>
	(3) 市章、市民憲章、市歌	22 - 01 - 03 - 01	<u>市章は、合併時までに定める</u> <u>市民憲章及び市歌は、合併後1年程度で再編し、旧市町の歌の保全と伝承に努める</u>
2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 表彰制度	21 - 08 - 01 - 01	釧路市の制度に統合するが、名誉町民への年金支給は、現行を引き継ぐ 過去の表彰者名簿は、新市で永久保管

消防防災事業について、下記のとおり提出する。

平成 16 年 1 1 月 1 2 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	2 4 - 0 1	消防防災事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 常備消防の施設 施設は現行を引き継ぎ、増設・再編にあたっては定員管理計画と合わせた署・支署の配置計画を策定。</p> <p>(2) 指定避難場所、緊急支援物資保管施設 地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設を引き継ぎ、雌阿寒岳火山防災計画に定めのあるものも引き継ぐ。</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 常備消防の資機材 規格統一を図るとともに、新市における整備計画及び配置計画を策定。</p> <p>(2) 救急出動 救急体制は以下、ア～エのとおりとする。 ア 救急車の台数は現行を引き継ぐ イ 救急救命士に義務付けられる研修期間中の人員確保は新市で検討する ウ 阿寒町、白糠町及び音別町の救急隊は消防隊との乗り換えによる現体制を引き継ぎ、救急体制の専任化を新市における署・支署及び人員配置計画策定の中で検討する エ 高規格救急車が配置されていない地域へ早急に配置する</p> <p>(3) 消防計画・水利計画 消防計画は釧路市の計画に統合し、消防水利の確保や施設管理は地域計画を策定のうえ一元管理する。</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 防災計画 地域防災計画は合併時に統合し、雌阿寒岳火山防災計画は組織の再編を含め協議し引き継ぐ。</p> <p>(2) 火災出動 広域的な消防活動を円滑に行うため現釧路市消防本部内に設置する指令センターにおける指令管制業務のシステム化を推進する。</p>		

また、地域特性に合った防御計画と消防力を相互補完できる出動計画を策定する。

【参 考】 24 - 01 消防防災事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 常備消防の施設	13 - 01 - 01 - 09	施設は現行を引き継ぎ、増設・再編にあたっては定員管理計画と合わせた署・支署の配置計画を策定
	(2) 釧路市の「市民防災センター」及び「緑ヶ岡防災コミュニティ」(「防火センター」)	13 - 01 - 02 - 10	各地域においては既存施設を活用した防災コミュニティ - センタ - を設け、住民の防災行動力の醸成に努める
	(3) 指定避難場所、緊急支援物資保管施設	13 - 04 - 02 - 01 【先行調整項目】	地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設を引き継ぐ 雌阿寒岳火山防災計画に定めのあるものも引き継ぐ
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 常備消防の資機材	13 - 01 - 01 - 04	規格統一を図るとともに、新市における整備計画及び配置計画を策定
	(2) 消防統計(「企画・統計」)	13 - 01 - 02 - 02	現行を引き継ぎ、各消防機関と接続する情報ネットワークの構築を調整
	(3) 消防事務の各種証明	13 - 01 - 02 - 03	各種証明は以下、ア～ウのとおりとする ア 火災罹災証明は無料とする イ 水張検査・水圧検査の手数料は、釧路西部消防組合の例により徴収する ウ 防火管理者資格取得講習会修了証明は、その他の証明書として3町の例により徴収する
	(4) 消防職員訓練・研修	13 - 01 - 02 - 04	
	(5) 建築同意	13 - 01 - 02 - 05	審査指導・建築相談は本部に統合し、検査業務は統一した基準を策定し各地区の署・支署で実施する

(6) 消防水利	13 - 01 - 02 - 06	現行を引き継ぎ、新市における整備計画を策定
(7) 消防設備の検査・指導事務(「消防設備」)	13 - 01 - 02 - 07	消防本部に統合し、郵送による申請受理や電子申請の早期導入を検討
(8) 予防査察・防火管理者研修	13 - 01 - 02 - 11	予防査察は職員の実施体制見直しを調整 防火管理者講習会は受講者の利便を図った実施場所・回数を検討
(9) 消防団所掌事務、各種届出受付業務など「その他主要な消防事務事業」	13 - 01 - 03 - 01	
(10) 救急出動	13 - 03 - 02 - 01	<u>救急体制は以下、ア～エのとおりとする</u> <u>ア 救急車の台数は現行を引き継ぐ</u> <u>イ 救急救命士に義務付けられる研修期間中の人員確保は新市で検討する</u> <u>ウ 阿寒町、白糠町及び音別町の救急隊は消防隊との乗り換えによる現体制を引き継ぎ、救急体制の専任化を新市における署・支署及び人員配置計画策定の中で検討する</u> <u>エ 高規格救急車が配置されていない地域へ早急に配置する</u>
(11) 防災訓練	13 - 04 - 01 - 03	大規模な地震に伴う被害の発生や津波の襲来、火山の噴火を想定した訓練を実施
(12) 防災無線	13 - 04 - 01 - 04	基地局を本庁に置き一元管理するとともに、(仮称)総合行政センターを支局とし、行政情報の発信に防災行政無線を継続使用する
(13) 消防計画・水利計画	13 - 04 - 01 - 05	<u>消防計画は釧路市の計画に統合し、消防水利の確保や施設管理は地域計画を策定のうえ一元管理する</u>

	(14) その他主要な防災事務事業	13 - 04 - 06 - 01	<p>災害弱者対策は合併後3年程度で白糖町の「災害弱者対応危機管理システム」を参考に再編</p> <p>自主防災組織は早期に各地域で組織化を目指す</p>
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 防災計画	02 - 03 - 01 - 01 13 - 04 - 01 - 01 【先行調整項目】	<p><u>地域防災計画は合併時に統合する</u></p> <p><u>雌阿寒岳火山防災計画は組織の再編を含め協議し引き継ぐ</u></p>
	(2) 火災予防条例 ('火災予防と広報')	13 - 01 - 02 - 01	
	(3) 火災出動	13 - 03 - 01 - 01	<p><u>広域的な消防活動を円滑に行うため段階的に以下、ア～エの体制を整備し、現釧路市消防本部内に設置する指令センターにおける指令管制業務のシステム化を推進する</u></p> <p>ア 119番の受報及び出動指令は、指令センターに統合する</p> <p>イ 全区域を発信地表示システムで接続するため電気通信事業者と調整を図る</p> <p>ウ 災害現場での情報共有のための無線周波数の統一及び指令センターとの情報連絡体制の確立のための無線中継施設の設置について関係機関と調整を図る</p> <p>エ 指令センターと災害現場間で最新情報を交換できる情報ネットワークの構築を行うため、情報通信機器を整備する</p> <p><u>地域特性に合った防御計画と消防力を相互補完できる出動計画を策定する</u></p>
	(4) 防災会議	13 - 04 - 01 - 02	<p>地域の特性や地理的事情を考慮するとともに、必要に応じ構成団体を調整</p>
	(5) 相互応援支援体制	13 - 04 - 04 - 01	<p>(仮称)総合行政センターごとに民間企業等との現行協定を引き継ぐ</p>

協議第32号

消防団について

消防団について、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東 良孝

記

協定項目番号	24 - 02	消防団
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 組織・人員 組織は現行体制とするが、市長の指揮監督下で活動する。 また、団員の定年制等の諸規定は、新市で速やかに整合を図る。</p> <p>(2) 分団の構成 現行の分団数、階級定数及び管轄区域を引き継ぐ。</p> <p>2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 報酬及び旅費等</p> <p>(2) 退職報償金</p>		

【参 考】 24 - 02 消防団 『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 組織・人員	13 - 02 - 01 - 01 【先行調整項目】	<u>組織は現行体制とするが、市長の指揮監督下で活動する</u> <u>団員の定年制等の諸規定は、新市で速やかに整合を図る</u>
	(2) 分団の構成	13 - 02 - 01 - 02	<u>現行の分団数、階級定数及び管轄区域を引き継ぐ</u>

	(3) 車両等の保有	13 - 02 - 01 - 03	新市における車両整備計画を策定
2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 報酬及び旅費等	13 - 02 - 01 - 04	
	(2) 退職報償金	13 - 02 - 01 - 05	
	(3) 表彰制度(「表彰の状況」)	13 - 02 - 01 - 06	消防功労等の表彰内容は新市で調整
	(4) 貸与品	13 - 02 - 01 - 07	国で定める服制に従った被服規則を制定し、給・貸与品目、数量は釧路市の制度への統合を調整

協議第33号

電算システム事業について

電算システム事業について、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東 良孝

記

協定項目番号	25 - 01	電算システム事業
<p>1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 電算システム</p> <p>「電算システム統合調査委託」の結果を受け、合併時の統合を円滑に推進するとともに、今後の電子自治体の対応や電算コスト削減を勘案したシステムの構築を図る。</p> <p>2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 固定資産税電算システム</p> <p>合併後1年～2年程度で統合。</p>		

【参 考】 25 - 01 電算システム事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 電算システム	07 - 02 - 01 - 01 【先行調整項目】	「電算システム統合調査委託」の結果を受け、合併時の統合を円滑に推進するとともに、今後の電子自治体の対応や電算コスト削減を勘案したシステムの構築を図る
	(2) 電算機器構成	07 - 02 - 02 - 01	システム統合に合わせた機器整備を検討
	(3) 電算処理の利用 (「利用課一覧」)	07 - 02 - 03 - 01	最も進んだ情報の利活用を図る

	(4) 農業用水道管理システム	12 - 04 - 02 - 01	施設監視システムは現行を引き継ぎ、料金管理システムは合併後2年程度で統合
2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 固定資産税電算システム	06 - 01 - 04 - 07	合併後1年～2年程度で統合
	(2) 土地評価システム委託事務	06 - 01 - 04 - 19	次期評価替えに合わせ、合併後2年程度で統合
	(3) 上水道、簡易水道管理システム	12 - 01 - 03 - 01 12 - 02 - 02 - 01	合併後2年程度で統合

協議第34号

情報公開及び広報広聴事業について

情報公開及び広報広聴事業について、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東 良孝

記

協定項目番号	25 - 02	情報公開及び広報広聴事業
<p>1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) ホームページの開設 速やかに新市のホームページを開設し、各市町のホームページは合併後も1年程度維持。</p> <p>(2) 情報公開 情報公開条例に基づき積極的に公開。</p> <p>(3) 市町政懇談会</p> <p>(4) 広報誌</p> <p>2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 個人情報保護</p> <p>(2) 市長の資産公開</p> <p>3 音別町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 行政手続条例</p>		

【参 考】 25 - 02 情報公開及び広報広聴事業 『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新	(1) ホームページの開設	07 - 01 - 01 - 01	速やかに新市のホームページを開設し、各市町のホームページは合併後も1年程度維持

市全体に適用するもの	(2) 情報公開	07 - 03 - 01 - 01 【先行調整項目】	情報公開条例に基づき積極的に公開 旧市町文書の請求場所と公開場所は合併時までには検討
	(3) 広報誌	21 - 01 - 01 - 01	発行は月1回とし、合併後1年程度で地域に合った配布方法を検討(配布を担う音別町の行政協力委員制度は合併時までには調整) 釧路市で実施している点字・声の広報及びTV広報は引き継ぐ
	(4) 市町政懇談会	21 - 01 - 01 - 03	
	(5) 行政に対する投書等その他の広聴制度	21 - 01 - 01 - 04	広報誌への回答掲載は新市で調整
	(6) 市町要覧	21 - 01 - 01 - 05	速やかに新市で再編
	(7) 陳情の受理	21 - 01 - 02 - 01	
	(8) その他の主要な広報広聴事務事業	21 - 01 - 03 - 01	釧路市の記者クラブ対応は現行を引き継ぐ 阿寒町の地域担当職員制度は再編
	(9) 苦情処理	21 - 02 - 03 - 01	新市においても専門セクションで対応
	2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 個人情報保護	07 - 03 - 02 - 01
(2) 市長の資産公開		07 - 03 - 03 - 01	
(3) 市町政モニター制度		21 - 01 - 01 - 02	行政区域が広大になるためモニター登録を速やかに調整

	(4) 本庁における庁内案内	21 - 02 - 04 - 01	専任職員を配置
3 音別町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) <u>行政手続条例</u>	03 - 06 - 01 - 01	

協議第 3 5 号

姉妹都市及び国際・国内交流事業について

姉妹都市及び国際・国内交流事業について、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	2 5 - 0 3	姉妹都市及び国際・国内交流事業
<p>1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの (1) 国内姉妹都市等との交流</p> <p>2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 国際姉妹都市等との交流</p> <p>3 釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 釧路市と八千代市との少年スポーツ交歓大会、白糠町と八王子市との子ども交流事業など「国内交流事業」</p> <p>4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの (1) 国際理解教育の推進 白糠町の「中高生中国派遣事業」及び他市町の類似事業を引き継ぎ、個人負担及び国際理解教育のあり方を新市で検討。</p>		

【参 考】 25 - 03 姉妹都市及び国際・国内交流事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) <u>国内姉妹都市等との交流</u>	21 - 06 - 02 - 01	

2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) <u>国際姉妹都市等との交流</u>	21 - 06 - 01 - 01	
3 釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 交流団体への支援、交流員の派遣など「国際交流事業」	21 - 06 - 01 - 02	
	(2) <u>釧路市と八千代市との少年スポーツ交歓大会、白糠町と八王子市との子ども交流事業など「国内交流事業」</u>	21 - 06 - 02 - 02	
4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) <u>国際理解教育の推進</u>	16 - 02 - 03 - 23	<u>白糠町の「中高生中国派遣事業」及び他市町の類似事業を引き継ぎ、個人負担及び国際理解教育のあり方を新市で検討</u>

協議第36号

住民活動支援及び交通関連事業について

住民活動支援及び交通関連事業について、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東 良孝

記

協定項目番号	25 - 04	住民活動支援及び交通関連事業
1 現行のまま新市に引き継ぐもの (1) 市町バス 路線の見直しや同一路線に対する補助金の統合を新市で検討。		
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの (1) 道路除雪及び冬季路面对策 除雪作業初動の降雪量は10cmとする(都市部や酪農地帯など地域特性に配慮し柔軟に対応)。 なお、現行の拠点施設を維持・調整し、除排雪体制を強化するとともに、合併後5年程度で直営除雪体制や民間借上げ車両数、委託料等を調整。 (2) 北方領土返還運動事業		
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 交通安全対策会議 (2) NPO法人等の活動支援		
4 白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 交通災害共済制度		

【参 考】 25 - 04 住民活動支援及び交通関連事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 釧路市、白糠町の 放置自転車対策	08 - 01 - 04 - 07	

	(2) 市町バス	21 - 12 - 01 - 02	<u>路線の見直しや同一路線に対する補助金の統合を新市で検討</u>
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 交通安全施設整備	08 - 01 - 05 - 05	
	(2) 道路除雪及び冬季路面对策	08 - 01 - 06 - 04 【先行調整項目】	<u>除雪作業初動の降雪量は10cmとする(都市部や酪農地帯など地域特性に配慮し柔軟に対応)</u> <u>現行の拠点施設を維持・調整し、除排雪体制を強化</u> <u>合併後5年程度で直営除雪体制や民間借上げ車両数、委託料等を調整</u>
	(3) 北方領土問題対策	17 - 10 - 01 - 12	
	(4) 交通安全推進団体への補助	21 - 04 - 01 - 01	組織統合の推移を見て再編
	(5) 平和宣言、平和事業など「その他主要な住民活動事務事業」	21 - 05 - 05 - 01	平和宣言は統合し、平和事業は釧路市の現行を引き継ぐ
	(6) 北方領土返還運動事業	21 - 11 - 01 - 01	
	3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 交通安全対策会議	21 - 04 - 04 - 01
(2) 交通安全教育		21 - 04 - 04 - 02	
(3) 地縁認可団体の不動産登記申請時の取扱い		21 - 07 - 01 - 01	
(4) NPO法人等の活動支援(「団体数・活動目的について」)		21 - 10 - 01 - 01	
4 白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 交通災害共済制度	21 - 04 - 03 - 01	

その他事務事業について、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	2 5 - 2 4	その他事務事業
1	現行のまま新市に引き継ぐもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 庁舎営繕 (2) 宿日直勤務
2	各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会計の設置（普通、特別、公営事業会計） <ul style="list-style-type: none"> 4 市町に共通する一般会計、国民健康保険・老人保健・介護保険に関する会計は、現行制度を残して統合し、介護サービス部門は合併時に特別会計で実施。 また、釧路市・白糠町の上水道事業と阿寒町の簡易水道事業を企業会計で一本化、白糠町・音別町の簡易水道事業を特別会計で一本化することとし、下水道事業・国民健康保険診療所・育英基金及び奨学金に関する会計は現行を引き継ぐ。 なお、1 つの市町に設置されている他の特別会計は現行を引き継ぐ。 (2) 指定金融機関等の取扱い <ul style="list-style-type: none"> 新市においても指定金融機関を指定する。 また、新市の指定から外れた旧自治体の指定金融機関に対しては、指定代理金融機関の指定を考慮。 なお、収納代理金融機関は指定している金融機関を全て網羅。 (3) 確定申告の方法、公示送達 <ul style="list-style-type: none"> 会場・期間・受付対象範囲は税務署と協議。 (4) 住民基本台帳ネットワーク <ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳 I C カードのメモリ空き領域を利用した独自サービス検討のため、釧路市に準じた検討委員会を設置。 (5) 住民票の写し等の夜間等交付事務 <ul style="list-style-type: none"> 土曜、夜間などの住民票等交付事務は以下、ア～イのとおりとする。 ア 本庁のみ土曜日開庁し、戸籍謄抄本・住民票・印鑑登録証明書等の交付、戸籍事務の受け付けを行う。 イ 勤務時間終了後及び土日・祝祭日の住民票交付事務は、白糠町同様に電話あるいはファクシミリでの予約により受付・交付する。 (6) 議会の開催及び議会報 <ul style="list-style-type: none"> 合併議決の後、議員による調整機関を設置し取扱いを統合。

また、議会報は原則年4回、配布先は全世帯を対象とするが、内容は広報委員会の設置のあり方とともに調整。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 印鑑登録事務

釧路市の条例、規則を引き継ぎ統合し、印鑑登録証はカード方式に再編。

(2) 工事等の入札

登録格付け基準の影響が大と認められる場合は制度の一部見直しを検討。

(3) 工事等の指名審査

小修繕・修理を対象とし、釧路市の現行制度には登録できない業者の登録を検討。

【参 考】 25 - 24 その他事務事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 行政区域面積と宅地面積	01 - 01 - 02 - 01	行政区域面積は、合併後「2,135.61平方キロメートル」、宅地面積は「55 平方キロメートル」
	(2) 庁内印刷事務	03 - 04 - 08 - 08	
	(3) 庁舎営繕	03 - 04 - 09 - 01	(仮称)総合行政センターはそれぞれで管理
	(4) 庁内の催物案内表示板	03 - 04 - 09 - 02	
	(5) 告示(「庁内掲示物」)	03 - 04 - 09 - 03	現行の告示箇所を引き継ぐ
	(6) 宿日直勤務	03 - 04 - 09 - 04	
	(7) 庁舎のボイラー等運転管理	03 - 04 - 09 - 05	
	(8) 庁舎の防火管理	03 - 04 - 09 - 06	

	(9) 庁舎の清掃	03 - 04 - 09 - 07	
	(10) 庁舎の守衛業務	03 - 04 - 09 - 08	
	(11) 電話交換、庁内 電話管理業務	03 - 04 - 09 - 09	
2 各市町の現行 に基づく統合や 再編を行い、新 市全体に適用す るもの	(1) 出勤カード(簿)整 理	03 - 04 - 03 - 10	書式の統一を調整
	(2) 公印管理	03 - 04 - 08 - 03	(仮称)総合行政センター、支所、出張所及び各種管理施設の取扱いを含め新市における公印管理を定める
	(3) 顧問弁護士(「そ の他主要な総務事務事 業」)	03 - 04 - 08 - 09	新市においても顧問弁護士を選任
	(4) 統計調査員	03 - 05 - 01 - 04	調査を円滑に実施するため調査員の加入を促進 白糖町の年額報酬は支給しない
	(5) その他主要な企 画事務事業	03 - 05 - 03 - 01	阿寒町の「電源立地地域対策交付金事業」及び「吉田人材育成基金事業」、釧路市の「重要懸案事項要望活動」は現行を引き継ぐ 阿寒町の「ふるさと創生基金事業」、音別町の「ふるさと創生推進事業」など、その他の地域振興事業は趣旨を生かして新市で再編
	(6) 議会運営委員会・ 特別委員会	04 - 01 - 01 - 02	合併議決の後、議員による調整機関を設置し取扱いを統合
	(7) 議会の開催及び 議会報	04 - 01 - 02 - 01	<u>合併議決の後、議員による調整機関を設置し取扱いを統合</u> <u>議会報は原則年4回、配布先は全世帯を対象とするが、内容は広報委員会の設置のあり方とともに調整</u>
	(8) 議会の地方公共 団体の組合・附属機関・ 審議会等への就任	04 - 01 - 02 - 02	法律に定めのあるもの等への就任を調整

(9) 議会の委員長報告・委員会記録の作成	04 - 01 - 02 - 03	合併議決の後、議員による調整機関を設置し取扱いを統合
(10) 議会の会議傍聴	04 - 01 - 02 - 04	公開を原則とするが、傍聴スペースを考慮し調整
(11) 議会の質問	04 - 01 - 02 - 05	合併議決の後、議員による調整機関を設置し取扱いを統合
(12) 議員視察	04 - 01 - 02 - 09	(同上)
(13) 議会の日程	04 - 01 - 02 - 10	(同上)
(14) 議会の請願・陳情の受理及び審議	04 - 01 - 02 - 12	(同上)
(15) 議会事務局	04 - 02 - 01 - 01	議会運営方法、議場などの方向性が確認された後、必要な職員配置を調整
(16) 特別会計の設置及び収支	05 - 01 - 02 - 01 05 - 01 - 02 - 03	4市町に共通する一般会計、国民健康保険・老人保健・介護保険に関する会計は、現行制度を残して統合し、介護サービス部門は合併時に特別会計で実施 釧路市・白糠町の上水道事業と阿寒町の簡易水道事業を企業会計で一本化、白糠町・音別町の簡易水道事業を特別会計で一本化することとし、下水道事業・国民健康保険診療所・育英基金及び奨学金に関する会計は現行を引き継ぐ 1つの市町に設置されている他の特別会計は現行を引き継ぐ
(17) 一時借入金	05 - 01 - 03 - 01	新市の財政規模に応じて限度額を定める
(18) 縁故債の借入方法と借入先	05 - 01 - 03 - 03	原則、入札とし、新市に所在する金融機関を対象とする

(19) 起債管理システム	05 - 01 - 03 - 04	合併後1年程度で新システムを導入
(20) 予算の編成及び配当	05 - 01 - 03 - 07	<p>地方自治法に基づき、合併の日から予算が議会の議決を経て成立するまでの間に市長職務執行者が調整する暫定予算として以下、ア～ウの費用を計上する</p> <p>ア 長及び議員の選挙費 イ 長及び議員が就任するまでの新市の義務的経費(人件費、事務費、扶助費、公債費)、既に契約が成立した経費、投資的経費で緊急やむを得ないもの ウ 最小限度の庁舎その他の財産又は公の施設維持管理費等</p>
(21) 会計の設置(普通、特別、公営事業会計)	05 - 01 - 05 - 01 【先行調整項目】	<p><u>4市町に共通する一般会計、国民健康保険・老人保健・介護保険に関する会計は、現行制度を残して統合し、介護サービス部門は合併時に特別会計で実施</u></p> <p><u>釧路市・白糠町の上水道事業と阿寒町の簡易水道事業を企業会計で一本化、白糠町・音別町の簡易水道事業を特別会計で一本化することとし、下水道事業・国民健康保険診療所・育英基金及び奨学金に関する会計は現行を引き継ぐ</u></p> <p><u>1つの市町に設置されている他の特別会計は現行を引き継ぐ</u></p>
(22) 指定金融機関等の取扱い	05 - 06 - 02 - 01 【先行調整項目】	<p><u>新市においても指定金融機関を指定する</u></p> <p><u>新市の指定から外れた旧自治体の指定金融機関に対しては、指定代理金融機関の指定を考慮</u></p> <p><u>収納代理金融機関は指定している金融機関を全て網羅</u></p>
(23) 現金の出納と保管	05 - 06 - 02 - 03	新市の指定金融機関と調整

(24) 確定申告の方法、公示送達	06 - 01 - 02 - 03 【先行調整項目】	会場・期間・受付対象範囲は税務署と協議
(25) 土地鑑定評価事務	06 - 01 - 04 - 04	次期評価実施は平成19年度
(26) 土地鑑定評価事務の時点修正	06 - 01 - 04 - 06	北海道地価調査や不動産鑑定士の意見聴取などから下落状況を把握し、統一した時点修正を行う
(27) 地籍図、公図及び地番図の作成	06 - 01 - 04 - 09 06 - 01 - 04 - 10	
(28) 公図の修正	06 - 01 - 04 - 11	
(29) 国有資産等所在地市町村交付金	06 - 01 - 04 - 13	
(30) 税収納事務事業	06 - 01 - 09 - 02	口座振替の取扱い金融機関、口座の引き落とし日は新市で調整
(31) 市町税の口座振替	06 - 01 - 09 - 07	口座振替科目・対象者・手数料は新市で調整
(32) 市町税の督促状の発送	06 - 01 - 09 - 11	
(33) 税条例の改正 (「その他主要な収納事務事業」)	06 - 01 - 09 - 12	
(34) 住民基本台帳ネットワーク	21 - 03 - 01 - 05	住民基本台帳ICカードのメモリ空き領域を利用した独自サービス検討のため、釧路市に準じた検討委員会を設置
(35) 戸籍保管事務	21 - 03 - 02 - 02	現行を引き継ぎ、戸籍電算化計画の策定を推進

	(36) 住民票の写し等の夜間等交付事務	21 - 03 - 03 - 04	<p>土曜、夜間などの住民票等交付事務は以下、ア～イのとおりとする</p> <p>ア 本庁のみ土曜日開庁し、戸籍謄抄本・住民票・印鑑登録証明書等の交付、戸籍事務の受け付けを行う</p> <p>イ 勤務時間終了後及び土日・祝祭日の住民票交付事務は、白糠町同様に電話あるいはファクシミリでの予約により受付・交付する</p>
	(37) 道路運送車両臨時運行許可	21 - 03 - 03 - 05	
	(38) 住民基本台帳に係る実態調査(「住民実態調査」)	21 - 03 - 03 - 06	定期検査及び随時調査の実施方法を調整
	(39) 外国人登録受付事務	21 - 03 - 05 - 02	
	(40) 犯歴事務、身分証明(「その他主要な住民窓口に係る事務事業」)	21 - 03 - 06 - 01	
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 後援名義の使用許可	03 - 04 - 02 - 01	
	(2) 職員研修	03 - 04 - 03 - 09	
	(3) 人事給与電算システム	03 - 04 - 04 - 10	新市の人事給与電算システムは、合併時までには稼働が必要であるので釧路市の例で統合し、他の電算システムとともに早急に調整
	(4) 自衛官募集事務	03 - 04 - 08 - 02	
	(5) 文書管理	03 - 04 - 08 - 04	3町の合併前の文書は(仮称)総合行政センターで管理
	(6) 物品の調達及び検収	03 - 04 - 08 - 05	

(7) 宗教法人証明関係事務	03 - 04 - 08 - 07	
(8) 市町史の資料収集及び発行業務	03 - 07 - 01 - 01 03 - 07 - 01 - 02	
(9) 議会の会議録	04 - 01 - 02 - 06	
(10) 議員の公務災害	04 - 01 - 02 - 07	
(11) 議会公印の管守	04 - 01 - 02 - 11	
(12) 議決書	04 - 01 - 02 - 13	
(13) 議長交際	04 - 01 - 03 - 02	
(14) 一定額以上の収入調定及び支出負担行為、支出命令の審査	05 - 01 - 03 - 02	
(15) 決算調製	05 - 01 - 03 - 05	
(16) 財政事情の公表	05 - 01 - 03 - 06	
(17) 出納に係る組織及び職員数	05 - 06 - 01 - 01	本庁は釧路市の体制をベースに調整し、(仮称)総合行政センターにも出納部門を設置する 支所、出張所は釧路市の支所の例により公金の管理を行う
(18) 監査事務	05 - 06 - 02 - 02	
(19) 現金及び物品出納員制度	05 - 06 - 02 - 04	(仮称)総合行政センターにおいても従事職員を指定

(20) 個人市町民税の 収納管理	06 - 01 - 02 - 02	合併後1年程度で入力事務、納付書 印刷・発送時期などを統合
(21) 法人市町民税の 収納管理	06 - 01 - 03 - 04	合併後1年程度で統合
(22) 法人市町民税の 申告書の発送	06 - 01 - 03 - 05	
(23) 法人市町民税の 法人設立届、申告書保 管	06 - 01 - 03 - 06	
(24) 固定資産税帳票 管理	06 - 01 - 04 - 02	合併後1年程度で電磁化保管に統 合
(25) 固定資産税入力 事務	06 - 01 - 04 - 03	合併後2年程度でシステムを統合
(26) 固定資産に係る 縦覧事務	06 - 01 - 04 - 12	縦覧場所は現行を引き継ぐ
(27) <u>工事等の入札</u>	11 - 01 - 01 - 01 【先行調整項目】	<u>登録格付け基準の影響が大と認めら れる場合は制度の一部見直しを検討</u>
(28) 工事等の指名業 者の登録	11 - 01 - 02 - 01	
(29) <u>工事等の指名審 査</u>	11 - 01 - 03 - 01	<u>小修繕・修理を対象とし、釧路市の 現行制度には登録できない業者の登録 を検討</u>
(30) 工事等の契約及 び公表	11 - 01 - 04 - 01	
(31) 工事等の検査	11 - 01 - 05 - 01	
(32) 国民年金に係る 啓発及び相談	18 - 03 - 04 - 01	

(33) 無料法律相談 (「行政相談、民事相談、無料法律相談」)	21 - 02 - 01 - 01	
(34) 住民相談	21 - 02 - 02 - 01	市民相談員制度を引き継ぐが、新市としての対応を総合的に検討
(35) <u>印鑑登録事務</u>	21 - 03 - 04 - 02	<u>釧路市の条例、規則を引き継ぎ統合し、印鑑登録証はカード方式に再編</u>